



岡山さんぽメールマガジン 第 129 号 10 月 1 日 (月)



1. 相談員便り

働き方改革と産業医の役割について (道明道弘相談員)

2. 研修会のご案内

◆平成 30 年度研修会 (10 月、11 月)

◆産業医研修会

3. 編集後記

1. 相談員便り (道明道弘相談員)

働き方改革と産業医の役割について

この度、働き方改革関連法が成立しましたが、これは労働者の過労防止や同一労働同一賃金を目指した関連法です。これを簡単にまとめると、

- ① 労働時間の見直し
 - 1 時間外労働の上限規制の見直し
 - 2 多様な働き方
- ② 退勤と出勤のインターバルの設定
- ③ 産業医の機能強化
- ④ 正規と非正規の待遇差の解消
- ⑤ 行政による履行確保措置および、行政 A D R の整備

です。この中で、産業医に関する部分は、③産業医の機能強化です。すなわち、「産業医の従業員に対する健康維持をするための対応が追加」されました。

つまり企業が準備しておかなければいけないこと、やらないといけないことは、「産業医の選任義務がある労働者数 50 人以上の職場において、事業者は衛生委員会に対して産業医がおこなった労働者の健康管理等に関する報告の内容等を報告しなければなりません。また、産業医に対しては産業保健義務を適切におこなうために必要な情報を提供しなければなりません。」ということです。また、時間外労働時間の上限が現行の大きな抜け穴のある 36 協定から、1 ヶ月 80 時間、1 年で 700 時間が上限となりました。1 ヶ月で 80 時間とは、20 日働くとして毎日平均で 4 時間の残業に相当します。しかも、改革法案では、時間外労

働の上限を超えると罰則の対象になります。

言い換えますと、この度の働き方改革関連法が成立したことにより、労働安全衛生法が改正され、産業医と産業保健の機能が強化されます。今回の改正点のうち、この点の主な内容は以下のとおりです。

(1)事業者（会社）は、衛生委員会に対し、産業医が行った従業員の健康管理等に関する措置の内容を報告しなければならない

(2)事業者（会社）は、産業医に対し、健康診断結果や長時間労働を行っている従業員の情報等、産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならない

(3)事業者（会社）は、従業員に対し、産業医への健康相談の利用方法、産業医の役割、事業場における健康情報の取扱方法について、従業員が常時内容を確認できる状態によって周知しなければならない

したがって、時間外労働時間が1ヶ月80時間、1年で700時間の上限を超えると、事業者は産業医に報告する義務が出来た訳です。逆に言うと、過重労働に対する産業医の役割も重要になってくるということです。なお、病院等の医師への時間外労働上限規制の適用は2024年4月をメドとすることになりました。さらに、合わせて確認しておきたいことは、「産業医への情報共有」や、労働者と産業医等が面談を行う際の情報提供として、「労働時間の管理を厚生労働省で定める方法（タイムカード等）により行う」ようにしなければならない旨も、労働安全衛生法に盛り込まれたということです。事業主には、これまで以上に客観的な労働時間管理が求められることになりそうです。なお、本改正の施行は、企業規模にかかわらず2019年4月からです。

◆道明相談員が講師を務める研修会

10/25(木)14:00～16:00

『職域におけるメンタルヘルス対策とコーチングの有用性について』

11/22(木)14:00～16:00

『石綿による健康障害について』

◆道明相談員への相談はこちら

<http://www.okayamas.johas.go.jp/02-so.html>

2. 研修会のご案内（10月、11月）

◆会場：ピュアリティまきび（岡山市北区下石井 2-6-41）

10/4(木)14:00～16:00『カウンセリング3』

10/17(水)10:00～11:30『職場のメンタルヘルスのキホン』

10/25(木)14:00～16:00

『職域におけるメンタルヘルス対策とコーチングの有用性について』

11/1(木)14:00～16:00『カウンセリング4』

11/6(火)13:30～15:00『心の病気について』

11/15(木)14:30～16:00

『「メンタル対策指針」を深く理解する～メンタルヘルス対策推進担当者に向けて～』

11/16(金)14:00～15:30

『生涯美味しいアルコールを飲もう！』

11/20(火)14:00～15:30

『IamO K, YouareO K

～交流分析を活用したメンタルヘルスの向上～』

11/21(水)14:00～15:30

『衛生管理者のための「職場巡視」のポイント(対象：第三次産業)』

11/22(木)14:00～16:00

『石綿による健康障害について』

11/28(水)14:30～16:00

『発達障害とパーソナリティ障害について』【満席】

11/30(金)15:00～16:30『裁判事例を読み解く(3)』

※産業医の方は、生涯研修実地 1.5 単位を取得できます。

◆会場：岡山大学鹿田キャンパス（岡山市北区鹿田町 2 丁目 5-1）

10/16(火)13:15～14:45

『ルール・業務遂行レベルにもとづくメンタル対応～人事労務担当者のためのメンタル対応～』

11/13(火)13:15～14:45

『発達障害の可能性のある社員への対応』

※10/16 の研修会を併せて受講する事をお勧めします。

◆研修会の詳細、申込はこちら

<http://www.okayamas.johas.go.jp/01-ke.html>

«産業医研修会»

産業保健に関心のある方なら、どなたでもご参加いただけます。

産業医の方は、生涯研修の単位を取得できます。

主催：NPO法人岡山健康医学研究会

受講料等の詳細につきましては下記のホームページでご確認ください。 <http://d.hatena.ne.jp/okayama-eisei/>

●岡山労災病院（岡山市南区築港緑町 1-10-25）

・10/11（木）19:00～21:00

「実効性のある時間外労働縮減対策を提案する」等

・11/8（木）19:00～21:00

「過重労働対策を見直す」等

◆詳細、申込はこちら

<http://d.hatena.ne.jp/okayama-eisei/>

◆メールでの問い合わせ： npo.ohma@gmail.com

3. 編集後記

10月1日から7日まで「全国労働衛生週間」です。9月が準備期間でしたが、有意義な取組はできましたか？今年のスローガンは「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」です。過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進、労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進、治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項等点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。さらに、10月3日から岡山県最低賃金が807円になります。この機会に今一度チェックをしていただければと思います。

次回の第130号は11月1日（木）に配信予定です。